

既存住宅における断熱リフォーム支援事業

戸建

スケジュール

公募期間【二次】 6月17日～ 8月10日17時必着 ★予算なくなり次第終了

公募申請

交付決定
通知

契約・着工
工事完了

完了実績
報告書提出

交付額
確定通知

精算払
請求書提出

補助金
交付

受付から約1ヵ月

支払から30日以内または2023年1月13日17時必着

店舗・事務所等との併用住戸は対象外

申請者

・常時居住する住宅の所有者 ・賃貸住宅の所有者(個人・法人問わず)

予算

戸建住宅向け 【二次】 約5.0億円

※地域区分7・8地域は個別計算が必要
[7地域] 横須賀市・三浦市・藤沢市 他

対象工事・補助額

高性能建材(ガラス・窓・断熱材)の場合

・窓、天井、壁、床のうち、1部位以上の断熱工事

※ 組合せによって改修率が異なる ← 組合せは次ページ参照

・上記の工事とあわせて行う玄関ドア改修 ← New!!

内窓の取付け



【一律】 30,000円/㎡

ガラスは1枚ガラスは不可

* 施工面積は窓のWHで計算

外窓交換・カバー工法窓取付



* 施工面積は窓のWHで計算

【仕様例】樹脂サッシ+ダブルLow-Eトリプルガラス(ガス入り) 60,000円/㎡

【仕様例】樹脂サッシ+Low-Eトリプルガラス(ガス入り) 55,000円/㎡

【仕様例】樹脂サッシ+Low-E複層ガラス(ガス入り) 50,000円/㎡

【仕様例】アルミ樹脂複合サッシ+Low-E複層ガラス(ガス入り) 40,000円/㎡

ガラス交換



【一律】 30,000円/㎡

熱貫流率1.5以下 【仕様例】スペースア

窓のみの改修の場合 対象外

* 施工面積はガラスのWHで計算

断熱材

【天井・壁】 R値 2.7以上 【床】 R値 2.2以上

【仕様例】

	天井	壁	床
【λ値】0.022以下	5,000	7,000	7,500
【λ値】0.032以下	4,000	6,000	6,500
【λ値】0.041以下	3,000	5,000	5,500
【λ値】0.042以上	2,000	-	-

吹込み・吹付け製品を使う場合、施工業者指定 (単位:円/㎡)

NEW

玄関 ドア交換



・熱貫流率が4.65W/(㎡・K)以下
または、同等性能が証明できること。

* 欄間付き、袖付きドア、フラッシュ
構造でない金属製戸は対象外。

* 玄関ドアと一体不可分な開口部
(袖・欄間ガラス)は改修不要。

【窓】 施工面積(㎡) × 上記補助単価(円/㎡) の3分の1以内

* 上限120万円/戸

【玄関ドア】 見積書の金額と15万円のいずれか低い額の3分の1

* 上限5万円/戸

※窓+玄関ドアで申請した場合の上限金額は、1住戸あたり120万円(うち玄関ドア上限金額5万円)。

補助対象製品一覧は公式ホームページよりご確認ください >> <https://ekes.jp/>

提出書類・送り方

※必ず公募要領「必要提出書類の詳細」より注意事項等ご確認の上、作成ください。

【書式を公式HPからダウンロード】

- ①交付申請書(★)
- ②暴力団排除に関する誓約(★)
- ③総括表(★)
- ④明細書(★)
- ⑤誓約書 * 申請者自身が署名すること

* 捺印は不要

【書式自由】

- ①平面図
* 改修範囲と明細書の窓・ガラス番号明記
* 改修範囲の求積表・求積図を含む
- ②(ガラスが対象製品の場合)姿図
* 明細書の窓・ガラス番号明記
- ③(改修対象としない窓のみ)改修前写真
* 換気小窓、ルーバー窓等
- ④(ドアの場合)性能要件が分かる書類

【お施主様にお願いするもの】

- ①住民票の写し ※賃貸所有者は不要
※過去3ヶ月以内に発行されたもの

事業完了後に2年間(計2回)、エネルギー使用状況の報告(定期アンケート)を行うことが義務付けられます。

【1】★印

Excelデータを電子メールで送付



【2】★印以外 ※提出方法が難しい場合は、事務局へ事前に相談。

PDFデータを電子媒体(CD-RまたはDVD-R)に格納し、郵送(メール送付後、1週間以内)



執行団体

公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部 <http://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/index.html>

既存住宅における断熱リフォーム支援事業

戸建

改修組合せ

エネルギー計算結果早見表

※ガラス交換は熱貫流率(Ug値)1.5以下の製品(グレードがG1のもの)に限る

組合せNo.	部位	天井	外壁	床	外窓・内窓 カバー工法窓	ガラス交換 ※	省エネ地域区分の最低改修率	
							4～6地域	7地域
1	4部位	○	○	○		○	25%	25%
2	3部位	○	○			○	25%	25%
3		○	○	○				50%
4			○	○		○		25%
5		○		○		○		25%
6		○	○					25%
7	2部位	○		○			40%	25%
8						○		70%
9			○			○		100%
10			○					
11			○	○				
12				○	○			
13					○			個別計算
14		1部位				○		

改修要件

- 居間または主たる居室（在室時間が長い居室、寝室を除く）を中心に改修すること
- 部屋単位の改修とすること（改修する部屋にやり残しを出さない）
- 換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓、ルーバー窓は改修しなくてOK

改修事例 1

窓 + 天井

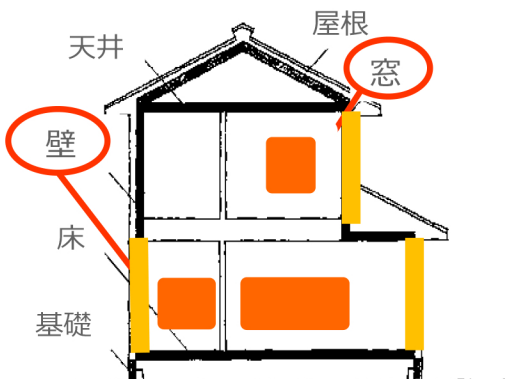
*必要改修床面積25%以上



改修事例 2

窓 + 壁

*必要改修床面積40%以上



リビング1室から対象になる「居間だけ断熱」登場！

スケジュール

公募期間【二次】 6月17日～ 8月10日17時必着 ★予算なくなり次第終了

交付申請書
提出交付決定
通知契約・着工
工事完了完了実績
報告書提出交付額
確定通知精算払
請求書提出補助金
入金

受付から約1ヵ月

支払から30日以内または2023年1月13日17時必着

申請者

- ・戸建住宅の所有者 * 常時居住する住宅。
- ・戸建住宅(賃貸)の所有者 * 個人・法人問わず。申請者自身が所有すること。

店舗・事務所等との
併用住戸は対象外

対象工事・補助額

●居間の窓全ての改修

●上記の窓改修と併せて行う、そのほかの窓改修(非居室OK・一部でもOK)、玄関ドアの改修

* 換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓、ルーバー窓は改修しなくてOK

内窓の取付け

施工面積は
窓のWHで
計算ガラスは一般複層ガラス
以上の性能

【一律】30,000円/㎡

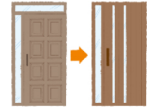
外窓交換・カバー工法窓取付

施工面積は
窓のWHで
計算

【仕様例と補助単価】

- ・樹脂サッシ+ダブルLow-Eトリプルガラス(ガス入り) 60,000円/㎡
- ・樹脂サッシ+Low-Eトリプルガラス(ガス入り) 55,000円/㎡
- ・樹脂サッシ+Low-E複層ガラス(ガス入り) 50,000円/㎡
- ・アルミ樹脂複合サッシ+Low-E複層ガラス(ガス入り) 40,000円/㎡

NEW 玄関ドア交換



- ・熱貫流率4.65W/(㎡・K)以下 または、同等性能が証明できること。
- ・欄間付、袖付ドア、フラッシュ構造でない金属製戸は対象外。

ガラス交換・アルミサッシでのカバー工法は対象外 * ガラス交換は、断熱材との組合せで対象(1・2枚目参照)

【窓】 施工面積(㎡) × 上記補助単価(円/㎡) の3分の1以内 * 上限120万円/戸

【玄関ドア】 見積書の金額と15万円のいずれか低い額の3分の1 * 上限5万円/戸

※窓+玄関ドアで申請した場合の上限金額は、1住戸あたり120万円(うち玄関ドア上限金額5万円)。

たとえば

幅180cm・高さ200cmの窓4窓に内窓を取りつける場合、1窓あたり $3.6\text{㎡} \times 30,000\text{円} = 108,000\text{円}$
計4窓で432,000円 → $432,000\text{円} \div 3 = 144,000\text{円}$ → ★14.4万円が補助補助対象製品一覧は公式ホームページよりご確認ください >> <https://ekes.jp/>

提出書類

※必ず公募要領「必要提出書類の詳細」より注意事項等ご確認の上、作成ください。

【書式を公式HPからダウンロード】

- ①交付申請書(★)
- ②暴力団排除に関する誓約事項(★)
- ③総括表(★)
- ④明細書(★)
- ⑤誓約書 * 申請者自身が署名すること

* 捺印は不要

【書式自由】

- ①平面図
 - * 部屋名と窓位置がわかること
 - * 明細書と同じ窓番号を明記する
- ②(改修対象としない窓のみ)改修前写真
 - * 換気小窓、ルーバー窓など
- ④(ドアの場合)性能要件が分かる書類
 - * カタログのコピーなど

【お施主様にお願いするもの】

- ①住民票の写し ※賃貸所有者は不要
 - * 過去3ヶ月以内に発行されたもの

事業完了後に2年間(計2回)
エネルギー使用状況の報告
(定期アンケート)を行うことが
義務付けられます。

提出方法

- 電子メール * 提出書類のうち、★印はエクセルファイル、それ以外はPDFファイルを添付する。
- * 財団で受け取れるメールのデータサイズは20MBまで。超える場合は分割して提出。



執行団体

公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部 <http://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/index.html>

関東地方の地域区分（新）

※ 2019年11月16日に地域区分が改正されました。改正後の新地域区分が適用となります。

【参考】国交省「地域区分新旧表」>>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou_assets/img/library/chiikikubun-sinkyuu.pdf

4 地域

《茨城県》
城里町（旧七会村に限る。）、大子町

5 地域

《埼玉県》
秩父市（旧大滝村に限る。）

6 地域

《東京都》
檜原村、奥多摩町

7 地域

《山梨県》
甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、北杜市（旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。）、甲州市（旧大和村に限る。）、道志村、西桂町、富士河口湖町

4 地域

《茨城県》
水戸市、土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町（旧常北町、旧桂村に限る。）、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町

5 地域

《埼玉県》
秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。）、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町

6 地域

《千葉県》
印西市、富里市、栄町、神崎町

7 地域

《東京都》
青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町

4 地域

《神奈川県》
山北町、愛川町、清川村

5 地域

《山梨県》
甲府市（旧中道町に限る。）、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市（旧武川村に限る。）、甲斐市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、上野原市、甲州市（旧塩山市、旧勝沼町に限る。）、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町

6 地域

《茨城県》
日立市、土浦市（旧新治村を除く。）、古河市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市

7 地域

《埼玉県》
さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町

4 地域

《千葉県》
千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

5 地域

《東京都》
東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市

6 地域

《神奈川県》
横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

7 地域

《山梨県》
甲府市（旧甲府市に限る。）、南部町、昭和町

4 地域

《千葉県》
館山市、勝浦市

5 地域

《東京都》
大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村

6 地域

《神奈川県》
横須賀市、藤沢市、三浦市